



平成25年1月31日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 森 泰一郎



目 次

1	はじめに	1
2	委員会の委員	1
3	平成22年度及び平成23年度の公共工事の契約状況	1
4	審議経過	
(1)	委員会の開催状況	2
(2)	審議案件の件数	
①	契約案件	3
②	指名停止の運用状況	3
(3)	委員会での主要な意見	
①	最低制限価格	4
②	総合評価落札方式	4
③	辞退理由の調査	4
④	積算基準	5
5	今後の改善に向けて	
(1)	最低制限価格	5
(2)	電子入札の導入	5
(3)	総合評価落札方式	6
6	終わりに	6

1 はじめに

本委員会は2期目を迎えるにあたり、前回の「審議報告書・意見書」による提言も踏まえ、2年間の市への対応評価と、更なる入札制度の透明性の確保及び改善に向けた方向性を取りまとめたので、市長に提言するものである。

2 委員会の委員

本委員会の委員は、大学教授、土木技術の専門家、弁護士、金融の専門家、中小企業診断士の5名で構成し、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次表のとおりである。

	氏名	職業
委員長	森 泰一郎	大学教授
委員長代理	岸川 健	土木技術の専門家
委員	相田 雄二郎	中小企業診断士
委員	川口 春利	弁護士
委員	木村 廣昭	金融の専門家

3 平成22年度及び平成23年度の公共工事の契約状況

諫早市の公共工事は、平成22年度は439件、契約金額にして約61億6千万円、平成23年度は上下水道局の事務取扱が加わったことにより件数は62件伸びて501件となったが、契約金額は約62億7千万円と1億1千万円の増であった。

入札参加資格「工事」で登録している業者数は、平成22年度は1,078社であったが、平成23年度は954社（うち市内業者278社）と減少した。

4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年度	開催月	内容
平成22 年 度	平成22年11月 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告1: 建設工事の契約締結状況について ・ 報告2: 指名停止の運用状況について ・ 議題1: 抽出事案の審議について ・ 議題2: 「報告者・意見書」について
	平成22年12月 (第3回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「報告書・意見書」を市長へ提出
平成23 年 度	平成23年5月 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告1: 建設工事の契約締結状況について ・ 報告2: 指名停止の運用状況について ・ 議題1: 委員長の選出について ・ 議題2: 職務代理者の指名について ・ 議題3: 抽出事案の審議について
	平成23年11月 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題1: 工事登録業者数 ・ 議題2: 所在地別契約締結状況（工事） ・ 議題3: 電子入札について ・ 議題4: 最低制限価格について ・ 議題5: 総合評価落札方式について ・ 議題6: 一般競争入札について
平成24 年 度	平成24年5月 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告1: 建設工事の契約締結状況について ・ 報告2: 指名停止の運用状況について ・ 報告3: (仮称) 新諫早市体育館建築主体工事における指定外骨材が混入したコンクリート使用に対する対応について ・ 報告4: 諫早市発注の公共事業における地元企業の優先的な活用に関する請願について ・ 議題1: 抽出事案の審議について

※なお、本委員会については、非公開とし、議事概要は公開している。

(2) 審議案件の件数

建設工事の契約締結状況と指名停止の運用状況について報告を受けるとともに、一般競争入札、指名競争入札及び総合評価落札方式並びに随意契約の中から抽出した契約案件の審議を行った。

次にあげる審査件数は、平成22年度から平成23年度までに契約締結を行った案件について、平成22年度第2回から平成24年度第1回までの会議にて審議したものである。

① 契約案件

契約案件の抽出は、一般競争入札、指名競争入札など様々な契約案件の中から各委員1案件の合計5件を抽出し、3回の会議で合計15案件を審議した。

○審査件数15件（審査対象件数940件）

（内訳）入札方式別

契約方法	審議件数
一般競争入札	6件（審査対象件数 21件）
指名競争入札	7件（審査対象件数 866件）
総合評価落札方式	1件（審査対象件数 3件）
随意契約	1件（審査対象件数 50件）

（内訳）工種別

工 種	審議件数
土木一式	5件（審査対象件数 464件）
建築一式	5件（審査対象件数 54件）
その他	5件（審査対象件数 422件）

② 指名停止の運用状況

諫早市の指名停止の措置件数は、平成22年度は19件、平成23年度は7件となっており、内訳は次のとおりとなっている。

（内訳）指名停止理由

- ・安全管理措置の不適切による工事事故 …… 7件
- ・贈賄 …… 1件
- ・独占禁止法違反行為 …… 15件
- ・競売入札妨害又は談合 …… 1件

・不正又は不誠実な行為	2件
・その他	0件
合 計	26件

(3) 委員会での主要な意見

① 最低制限価格

諫早市においては、材料調達のない解体工事を除き、予定価格の90%程度で最低制限価格が設定されている。

この点について、「最低制限価格を下回る入札件数の割合が高い。施工能力がある専門業者が責任をもって見積をし、最低制限価格より低い金額で工事施工が可能であると判断し、入札しているのだから、受注させてもいいのではないか。」「単純で積算に問題があるとは思えない工事については、専門業者が予定価格の86%の額でも施工が可能と見積もったのだから、最低制限価格を下回ってもそちらが良いのではないか。」と言った意見が出された。

② 総合評価落札方式

総合評価落札方式については、諫早市では工事の経験や技術能力の外、ボランティア活動などの地域貢献を評価項目とした特別簡易型を平成22年度で1件、平成23年度で2件試行している。

この点について、「総合評価方式自体は非常に良い制度だと思うが、1点の違いで落札業者が変わってくる。1点の違いで業者に差があるようには思えないので、落札業者の決定の仕方において改善する余地はないのか。」「特別簡易型の総合評価落札方式では、技術的な項目、ボランティア活動、地域貢献度が評価項目としてある。最近の災害多発の現状を考えると、技術度等は考慮しながら、ボランティアや地域貢献度に重点を置いた評価をし、総合落札評価方式のなお一層の取り組みを行ってほしい。」との意見が出された。

③ 辞退理由の調査

指名競争入札については、応札者が1社のみとなった場合、入札取止めとしているが、一般競争入札においては競争性は失われていないとして開札を行っている。

この点について、「法的に問題があるとは思っていないが、第1回入

札業者11社中、第2回入札に応じたのは落札業者1社のみで、他の10社は入札を辞退している。今後こういう事案があった場合には、業者に聞き取り等行い、詳細に調査し対応してほしい。」との意見が出された。

④ 積算基準

設計積算方法は、土木、建築、下水道工事等、それぞれ異なった設計基準に基づき積算されている。

この点については、「同じ舗装工事を行うにあたり、土木工事扱いとするか、建築工事扱いとするかで積算基準が異なり、設計金額に差が出るのはどうかと思う。」との意見が出された。

5 今後の改善に向けて

4 審議経過 (3) 委員会での主要な意見をまとめる中で、改善の必要があると考えられるものについて、前回提言と同じテーマであったため、これまでの対応評価を含め、次のとおり本委員会の提言としてまとめる。

(1) 最低制限価格

入札の透明性及び公平性の市民に対する説明責任は、市民が納得できる適正な税金の使用によってこそ果たされるものとする。依然として公共工事を取り巻く環境は厳しく、未だ経済や雇用情勢に改善は見られない状況にあるが、公共工事には市民の税金が使われていることを常に意識し、果たして現状が適正であるかを検討し続けるべきである。

(2) 電子入札の導入

電子入札の導入と拡大を要望する意見に対し、平成23年度に設計金額1,500万円以上の建設工事から電子入札を適用し、平成24年度は500万円以上に拡大され、時間や経費の負担軽減と入札適正化に期待される効果をもたらした。

また、前回の提言で、入札会場において予定価格を類推させない入札執行の意見に対しては、開札日の前日までに応札が完了する電子入札の導入により解決されている。ただし、紙入札の場合には懸念が残るため、他の手立てを講ずる必要がある。

電子入札と紙入札の結果を比較すると、電子入札が平均落札率は低い結果となっていることから、引き続き建設業者のインターネット環境等を確認しながら、電子入札の拡大を期待するものである。

(3) 総合評価落札方式

国土交通省においては、総合評価落札方式における改善等の方針が示されたことを受け、施工能力評価型（仮称）と技術提案評価型（仮称）の2つに再編検討されているところである。

諫早市においても、これまで同様、市の裁量が及ばない項目（施工能力、技術者能力、地域貢献、入札価格）で成る特別簡易型を基本に、ボランティア活動等地域貢献度に重きを置いた評価配分を検討し、加えて、評価項目のわずかな加算点の差で落札業者が入れ替わる仕組みについても、改善を望むものである。

6 終わりに

今回においても、諫早市の入札、契約手続等の在り方については、おおむね適正に執行されており、入札における透明性及び公平性を図る姿勢に一定の評価をしているところである。

今後は、最低制限価格の在り方について、市民の視点に立った更なる検討と改善が図られよう望むものである。

最後に、本委員会での意見を適切に反映することにより、今後とも諫早市が透明性の高い、公正で適正な入札及び契約事務に取り組み、適正価格での契約の推進が図られることを期待するものである。